

平成25年度

大阪府福祉基金 「社会起業家ファンド助成事業」募集要項

地域にはさまざまな福祉課題があります。少子化、核家族化及び都市化の進展等に伴い、地域の「つながり」が希薄になっていく中、これからは、「地域自ら立ち上がって、地域の課題を解決していく力」『地域福祉力』を高めていくことが、非常に重要となっています。この「地域福祉力」のキーパーソンとなる「社会起業家」支援(※)の仕組みづくりを進めるため、大阪府では、大阪府福祉基金社会起業家ファンド助成事業を実施します。
【1団体あたり50万円(ステップアップ事業は30万円)を上限に助成】

※この募集要項にある「社会起業家」とは、地域の福祉課題をビジネス的手法を用いて解決するNPO等のことを言います。

※「社会起業家ファンド」は大阪府遊技業協同組合の協力を得て実施するものです。

事務の流れについて

(1) ファンド資金への応募

- ① 中間支援組織から社会起業家へコンサルテーション・情報や人材の提供
- ② 中間支援組織⇄社会起業家それぞれファンド活用の打診・相談
- ③ ファンド助成事業推薦書を添付のうえ書類提出〔締切日：7月2日（火）〕

(2) 審査（事業採択）

- ① 提出された応募申請書類をもとに、大阪府において、ファンド交付の対象事業に関する書類審査実施（7月中旬審査結果を通知）。
- ② 書類審査通過者によるプレゼンテーション選定を8月2日（金）に行い、交付対象事業を決定。
- ③ 審査結果を通知〔8月上旬〕

(3) ファンド資金の交付申請及び決定

- ① 交付対象事業主体となった社会起業家から交付申請書の提出〔（予定）8月中旬〕
- ② 大阪府から社会起業家へ交付決定を通知、ファンド資金の交付
 - ・ 決定通知（予定）：8月下旬
 - ・ 資金交付（予定）：8月下旬～9月上旬

(4) 交付後⇒事業実績報告⇒精算

- ① 中間支援組織からの助言等支援を受けながら事業実施。
- ② 事業期間終了後、社会起業家から事業実績報告書の提出。
〔締切（予定）：経理書類：平成26年4月8日、その他 4月15日〕
- ③ 大阪府から社会起業家へ交付確定額を通知し、精算。

1 事業の概要

大阪府では、平成15年度から社会起業家育成支援のための仕組みづくりを進めています。

平成25年度は、大阪府福祉基金社会起業家ファンド事業として、事業の立ち上げ段階や過去に本助成を受けた事業で更なるステップアップができる社会起業家に対する支援を実施します。

2 ファンド資金の応募申請について

(1) 応募申請受付期間

平成25年6月3日（月）～平成25年7月2日（火）

郵送の場合：平成25年7月2日（火）消印有効

※応募申請受付については、**原則郵送**のみの受付とします。やむを得ず持参される場合は、午前9時～午後6時（土・日・祝日は除く）までに下記書類提出先までお願いします。

(2) 応募申請書類

様式	様式名
様式1号（必須）	平成25年度大阪府社会起業家ファンド交付推薦書
様式2号（必須）	平成25年度大阪府社会起業家ファンド応募申請書
様式3号（必須）	平成25年度社会起業家ファンド交付経費内訳書
様式4号（必須）	確認書
様式5号（必須）	要件確認申立書
様式6号（必須）	暴力団審査等情報
添付資料 （可能な範囲で 結構です。）	①定款、会則など事業主体の目的等がわかる資料 ②昨年度の事業報告書と収支計算書（もしくは損益計算書）・貸借対照表 ③その他グループのニュースレターや報告書など提出可能な資料など

(3) 提出部数

7部（うち6部はコピー（写し）で結構です。）

※提出分とは別に、必ず申請書の控（コピー）を保管してください。

(4) 書類提出先・問い合わせ先

住所 〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22（大阪府庁本館5階）

大阪府 福祉部地域福祉推進室 地域福祉課 企画調整グループ

TEL 06-6944-6657 FAX 06-6944-6681

メールアドレス chiiki-fukushi-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

※募集要項等のホームページアドレス

<http://www.pref.osaka.jp/chiiki-fukushi/kigyouka/syakaikigyoukafand.html>

※大阪府における社会起業家の取り組みに関するホームページアドレス

<http://www.osaka-se.net/>

3 ファンド交付対象事業及び助成限度額

福祉分野における地域課題の解決に向けたテーマを設定したもの。（「高齢者支援」、「児童・子育て支援」、「障がい者支援」、「地域の暮らしに関わる生活支援」等）

但し、次の場合は**交付対象外**となります。

※ 介護保険法や障害者総合支援法などの公的サービスの対象となるもの。

助成区分	助成限度額	詳細な内容
ア：社会起業家ファンド スタート助成	50万円	事業の立ち上げ段階の社会起業家に対し事業の実現可能性を検証するための資金助成
イ：社会起業家ファンド ステップアップ助成	30万円	既に事業を実施している社会起業家に対し、事業の更なる拡充もしくは発展を図るための資金助成 ※対象団体は、大阪府が平成17年度から実施している社会起業家ファンドの助成を受けた団体（51団体）、それ以外は申請不可

※助成総額は府の予算額（230万円）の範囲内

4 事業の応募ができる団体（すべての要件が必要）

(1) 大阪府域を対象として上記2の事業を実施すること。

アで申請する団体新たに事業を起こそうとする「スタート段階」の社会起業家であること。（一定の期間（約10ヶ月）で、事業の実現可能性や実効性の検証を行う予定であること）

イで申請する団体平成17年度から事業実施している大阪府社会起業家ファンド事業で助成を受けた団体であり、社会起業家ファンドを再度助成することによって更なる拡充もしくは発展できる社会起業家であること。

(2) 別記に掲げる中間支援組織の支援を受け、推薦された団体であること。

(3) 事業の記録と成果報告が適切にできること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に当たらないこと。

(5) 納税義務を果たしていること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(7) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(8) 団体及び団体の役員が次の各号のいずれにも該当しないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）

③暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

④法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

⑤公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(9) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

※中間支援組織の推薦書作成に係る注意事項（必ずお読みください。）

- ア)〔別記〕中間支援組織は、大阪府福祉基金社会起業家ファンド助成事業助成団体推薦機関登録団体です。
- イ)ファンド交付の応募には、〔別記〕中間支援組織のうち、いずれか1つの団体からの推薦書が必要となりますので、事業概要及びホームページ等を参考にいただき、支援を受ける団体を選択してください。
- ウ)選択された中間支援組織へ連絡していただき、今回応募申請される事業内容等について相談してください。（相談料については、各団体とご相談ください。）
- エ)推薦にあたり中間支援組織で事業のテーマ設定と評価基準項目について審査し、推薦書が作成されます。
（中間支援組織において、相談を行った結果又は下記 5 の審査を行った結果によっては、推薦書を作成できないこともありますので、ご了承ください。）
- オ)ファンド選考後も、中間支援組織への相談・支援を受けていただきます。その際に掛るコンサルティング費用については、ファンド交付金の20%まで計上していただけます。
（コンサルティング費用については、中間支援組織各団体によって異なりますので、支援を受ける団体とご相談ください。）

〔別記〕 中間支援組織

- ア) 下記中間支援組織は、大阪府福祉基金社会起業家ファンド助成事業助成団体推薦機関登録団体です。
- イ) ファンド交付の応募には、下記団体のうち、どちらか1つの団体からの推薦書が必要となりますので、事業概要及びホームページ等を参考にしてください。
- ウ) 選択された中間支援組織へ連絡していただき、今回申請される事業内容等について相談してください。(相談料については、各団体とご相談ください。)
- エ) 推薦にあたり中間支援組織で事業のテーマ設定と評価基準項目について審査し、推薦書が作成されます。(中間支援組織において、相談を行った結果又は下記5の審査を行った結果によっては、推薦書を作成できないこともありますので、ご了承ください。)
- オ) ファンド選考後も、中間支援組織への相談・支援を受けていただきます。その際に掛るコンサルテーション費用については、ファンド交付金の20%まで計上していただけます。(コンサルテーション費用については、中間支援組織各団体によって異なりますので、支援を受ける団体とご相談ください。)

団体名	所在地	事業概要	ホームページアドレス
	連絡先		
特定非営利活動法人 大阪NPOセンター	大阪市中央区安土町 3-2-8 本町 ABC ビル 601 号室	「市民の知恵を活かした『市民社会』の実現を目指す」をミッションに、社会的課題解決に取り組む“志”ある団体（CSO：市民社会組織）を支援します。そのために、社会投資家からの寄付を受け入れ、独自の“志”民ファンドを設立し助成、経営支援を行うとともに、市民社会の課題解決に成果を上げたCSOをアワードにおいて発表します。CSO組織への支援体制を継続的に行うことが重要であるという認識の下に戦略的な支援を行います。【※】大阪NPOセンターが考えるCSO（Civil Society Organization）とは、市民の観点から自発的・公共的な活動を担いながら、社会変革を目指している団体を総称したものです。〔社会的なミッションを軸として結集し、公共的利益や課題について行動するNPOのようなテーマ型組織に限らず、上記の定義に合致する限り、地縁型組織を含み、さらに地域社会の問題解決に向けた事業を行うSB/CB（ソーシャル・ビジネス/コミュニティ・ビジネス）を含むものです。〕	http://www.osakanpo-center.com
	TEL：06-4708-8117 FAX：06-4708-8117 ※相談の際は、ホームページの「お問合せフォーム」よりお申込下さい。		
特定非営利活動法人 おおさか元気ネットワーク	寝屋川市東大和町 11-1	各地で地域課題の解決に取り組む社会起業家で構成する同団体が、社会起業家の育成支援のための「テーマ別交流会」や、各地域での取り組みに学ぶ「出前カフェ（交流会）」の開催やコンサルテーションの実施、さらに起業家の活動の輪を広げるための見本市を開催する。 ■ネットワークづくり・起業家カフェ・社会起業家見本市 ■相談・なんでも相談・個別相談 ■起業家塾 ■コンサルテーション・事業計画作成支援・分野別相談・支援 ■資金調達支援	http://www.osaka-genki.net/
	TEL：072-839-3527 FAX：072-806-8400 E-mail： info@osaka-genki.net		

団体名	所在地	事業概要	ホームページアドレス
	連絡先		
社会福祉法人 大阪ボランティア協会	大阪市中央区谷町 2-2-20 2F 市民活動スクエア「CANVAS 谷町」	●当協会は1965（昭和40）年、全国に先駆けて誕生した市民活動総合サポートセンターで、より公正で多様性を認め合う市民主体の社会をつくるために、多彩な市民活動を支援するとともに、他セクターとも協働して、市民セクターの拡充をめざしている。●1999（平成11）年に組織内に「NPO推進センター」部門を開設して以来、「NPOとは？」という概念的な質問から、組織や事業の立ち上げ、運営・経営・実務にまつわる相談まで、社会にかかわりたい・変えたいという市民のニーズに応じてきた。2002（平成14）年頃よりコミュニティビジネス（CB）や社会起業家についての相談も増え始め、2003（平成15）年度から2007（平成19）年度は「CB相談デスク」の開設や「CBアドバイザー派遣制度」の運用を開始し（ともに大阪府商工労働部委託事業）、市民事業の起業を志す市民に対し、ミッションやビジョンに沿った事業計画の立案、ニーズ・シーズ・マーケットの分析、経理や労務などの実務相談に応じてきた。●社会起業家ファンドで当団体の推薦を希望される方とは、まずお会いして「なぜこの事業に取り組みたいのか」の思いを徹底的に確認します。その中で、思いと実態がかみあっているか、やミッションと事業手法が適切か、人の心を突き動かすストーリー性があるか、等をおたずねし、相思相愛の場合に推薦を行います。できるだけ、早めにご相談ください。	http://www.osakavol.org/
	TEL : 06-6809-4901 FAX : 06-6809-4902 E-mail: office@osakavol.org		
特定非営利活動法人 市民活動フォーラムみのお	箕面市坊島 4-5-20 箕面マーケットパーク ヴィソラ WEST1-2F	箕面市域を中心に、地域が元気な市民活動であふれ、魅力的な地域社会の創造に寄与する事を目的に活動しています。 2002年のオープン以来「箕面市立みのお市民活動センター」を運営し、2005年4月からは指定管理者として、市民活動に関する相談、啓発、調査、講座の開催、場の提供、情報発信などを行っています。 また、市民の寄付によりNPOの運営を応援する「市民が市民を応援する！市民活動応援ファンド」など、独自の自主事業にも取り組んでいます。	http://minoh-npo.com/
	TEL : 072-722-2666 FAX : 072-722-2666 E-mail: forum@minoh-npo.com		
阪南市商工会	阪南市尾崎町 35-4	本会は経営改善普及事業を実施する使役機関であり大阪府の小規模事業経営支援事業を実施しており、この相談支援事業の中でSB（ソーシャルビジネス）・CB（コミュニティビジネス）事業を始め公益法人の支援も実施しています。特に少子高齢化が進み地域コミュニティの再編が必要不可欠となっているためSB、CBに積極的に取り組んでいます。平成24年度からは、近隣の4商工会・4市町・4社会福祉協議会が連携し、「泉南地域CB支援ネットワーク」を構築し、CB活動をしている又は今後取り組もうとしている団体・個人等のサポートを行っています。	http://www.can-jp.net
	TEL : 072-473-2100 FAX : 072-473-0551 E-mail: info@hannan-sci.jp		
特定非営利活動法人 ひらかた市民活動支援センター	枚方市村野西町 5-1 サプリ村野 301号室	地域の中間支援センターとしての実績に基づき、社会起業家活動の育成に取り組む。取り組みにあたっては、地域課題の把握と、それを解決するためのビジネスプランの公募を行い、それに基づき、社会起業家育成支援の下地づくりを図る。	http://www.hirakatanpo-c.net/
	TEL : 072-805-3537 FAX : 072-805-3532 E-mail: info@hirakatanpo-c.net		

5 推薦にあたり中間支援組織で審査する事業のテーマ設定と評価基準項目

① 事業テーマ設定

ファンド資金の交付を受けようとする事業は、福祉分野における地域課題の解決に向けたテーマを設定したものであること。（「高齢者支援」、「児童・子育て支援」、「障がい者支援」、「地域の暮らしに関わる生活支援」等）

② 評価基準項目

評価基準項目	スタート助成	ステップアップ助成
ア 解決しようとする地域福祉課題と事業の目的及びそのもたらす効果(課題の掘り起こしとその解決手法の提案の有無)	○	—
イ 社会起業家ファンドを再度助成することによって更なる拡充もしくは発展できるか(効率的、効果的な運営方針が図られているか)	—	○
ウ 事業内容における先進性、独創性(社会起業家の事業として支援の可否)	○	—
エ 事業の実現性、継続性、発展性(事業体制、事業の資金計画、事業計画)	○	○
オ 地域性(社会起業家の事業が地域に根ざしたものと見えるか否か)	○	—
カ 事業主体の有する専門性(基準「ウ」のうち事業体制について、特に専門性の有無を評価)	○	—
キ 事業の主たる目的以外の地域での貢献性(地域活性化・再生への波及効果)	○	○
ク その他特記事項	○	○

6 ファンド資金の事業実施期間

平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとします。

(事業の実施とともに、期間中に経費支出が完了するものに限りします。)

7 対象経費について

対象経費のうち、特定項目へのファンド資金充当には、以下の条件を付します。

交付金に対して、人件費の占める割合は 50%以内、備品費は 20%以内とします。

また、諸謝金のうち、コンサルタント経費は、交付金に対して 20 %以内とします。

区分	科目	内 容
【社会起業家ファンドの交付の対象となる経費】		
支援期間中に支出する事業に必要と認められる次の経費で、支援期間中に購入等がなされ、かつ経費支出がなされるものに限る。		
人件費	①人件費	事業拡充・立ち上げ等に伴う事業従事者の人件費
管理費	②通信運搬費	事業に必要な電話、プロバイダ利用料などの通信費や郵送、宅配便などの運搬費用
	③燃料、光熱水費	事業用事務所などの光熱水費、車両のガソリン代など
	④賃貸料	事業実施に必要な事務所等の賃料(保証金は含まない)
	⑤旅費交通費	事業実施に必要な電車、タクシー代などの交通費
その他 事業費	⑥印刷製本費	事業開始時のチラシ作成費等広報宣伝用の印刷や報告書冊子など
	⑦消耗品費	事業に必要な文具や日用品など
	⑧備品費	事業に不可欠な備品(調理器具、車輛等)の購入
	⑨修繕費	事業のために必要となる改修工事費など
	⑩会議費	事業実施に必要な会議室賃貸料・会場利用料・会議資料代など
	⑪保険料	事業実施に必要な保険料
	⑫諸謝金	事業実施において支払われる講師謝金など
	⑬負担金	資料情報収集費、資格取得費・研修会参加費など
	⑭雑費	支払い手数料や役所提出書類に必要な諸経費など
【社会起業家ファンドの交付限度額】		
1 支援対象事業者あたりスタート助成は 50 万円、ステップアップ助成は 30 万円を上限とする。		

8 募集、選定から事業完了までのスケジュール

時 期	内 容
平成 25 年 6 月 3 日（月） ～7 月 2 日（火）	応募申請受付期間（公募）
7 月中旬	書類選考 合否の結果については、応募のあったすべての団体へ発送します。 なお、7 月 25 日（木）になっても結果通知が届かない場合は、問い合わせ先までお問い合わせください。
8 月 2 日（金）	書類選考を通過した団体によるプレゼンテーション実施
8 月上旬～中旬	審査結果通知、オリエンテーション（※1） 交付申請書類等の提出
8 月下旬	交付決定通知（予定）
8 月下旬～9 月上旬	資金交付（予定）
平成 26 年 4 月上旬	事業実績報告書の提出

（※1）事業実施に際しての調整・説明等を行います。日時や場所については、審査結果連絡時にお知らせします。

9 審査について

（1）選定方法

提出された書類をもとに、必要な内容については電話等により確認を行い第1次選考（書類審査）を行います。第1次選考を通過した団体は、大阪府社会起業家ファンド事業選考会（最終選考）を行い、選考会でのプレゼンテーションをもとにファンド資金の交付団体を決定します。選定団体数及び審査選定基準については、別途定めます。

（2）審査結果の通知

書類選考後、全ての提案団体に対して、それぞれ書面で通知します。

10 その他

- （1）応募等に係る費用については、全て応募者の負担とします。また、提出された書類は府に帰属するものとし、返却しません。
- （2）応募書類等は、当該募集に関する報告等のため必要な場合及び条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。
- （3）応募書類、その他応募者から提出された書類の著作権は、応募者に帰属することとします。ただし、大阪府が当該募集に関する報告等のため、必要な場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- （4）「応募資格」を満たさなくなった場合、「応募資格」を満たさないことが判明した場合及び書類の記載に虚偽があった場合は失格とします。
- （5）ファンド資金の交付を受けた後は、社会起業家を支援するネットワーク組織が開催する事業や大阪府が実施する事業等に積極的に参加・協力していただきます。

第 2 期大阪府地域福祉支援計画

— セーフティネットの再構築に向けて —

計画期間：平成 2 1 年度～平成 2 5 年度

大 阪 府

第3章 地域福祉施策の推進方策

1. 計画の目標

第1章で示した地域福祉の理念を踏まえ、次の3つを本計画の目標とします。

- (1) 誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会
- (2) 誰もが地域と「つながり」をもち、ともに支え、支えられる地域社会
- (3) さまざまな団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会

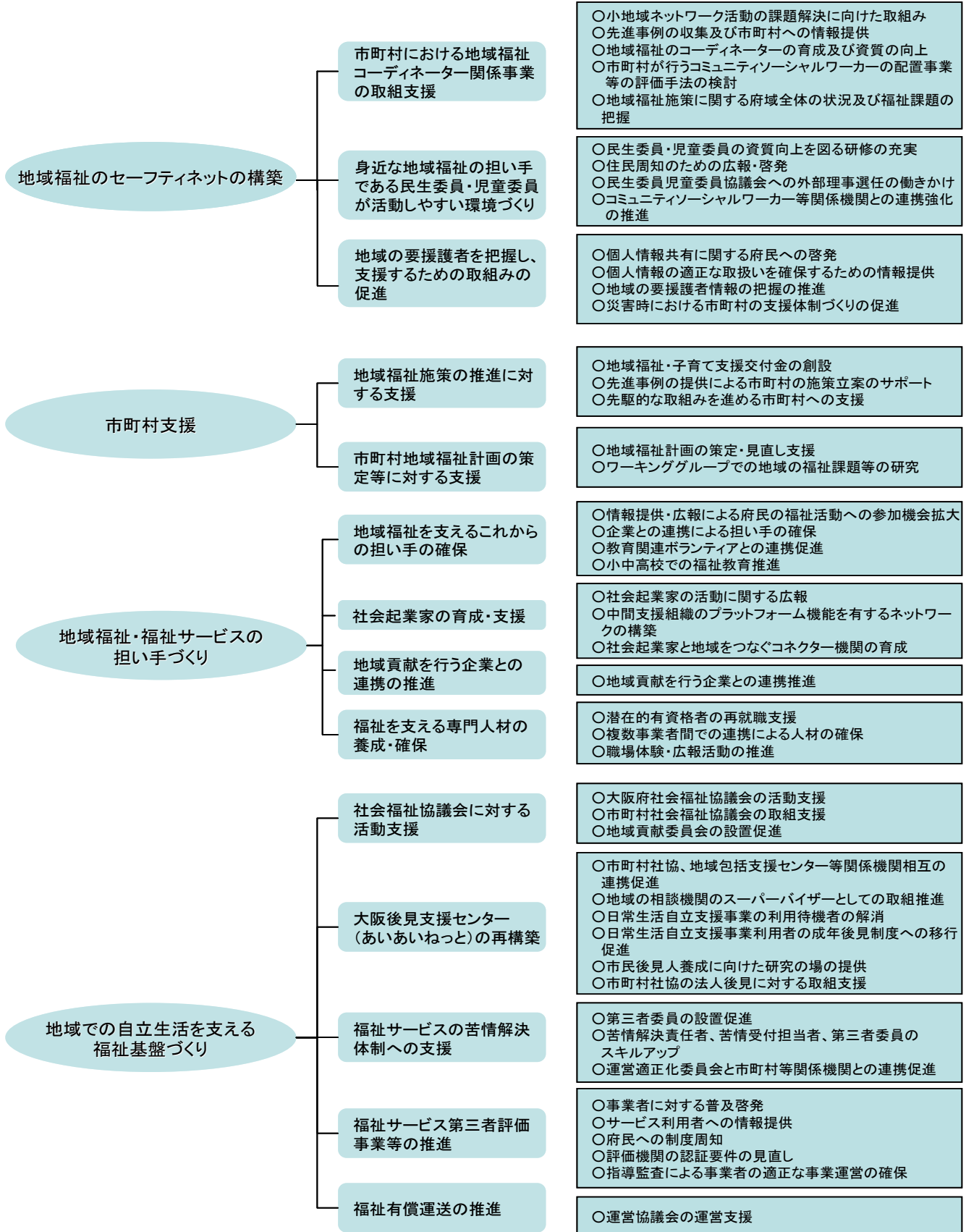
2. 地域福祉施策の方向性

上記の目標の実現に向け、次の4つの項目について重点的に取り組み、必要な施策の展開を図ります。

- (1) 地域福祉のセーフティネットの構築
- (2) 市町村支援
- (3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり
- (4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

地域福祉推進の方向と展開

【第2期計画における具体的取組み】



3. 地域福祉施策の推進方策

(3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり

② 社会起業家の育成・支援

少子高齢化、核家族化及び都市化の進展等に伴い、地域のつながりが希薄になっていく中、地域福祉の新たな担い手として、地域の福祉課題をビジネス的手法を用いて解決するNPO等の社会起業家が注目されています。府内でも商店街の買い物客を対象とした一時保育のサービスやニートといわれる若者に対して就業機会を提供するサービス等さまざまな取組みが行われています。

【第1期計画における取組状況】

- 平成17年度から平成19年度まで、社会起業家に対するコンサルテーション等を行う中間支援組織への支援を行う中間支援の基盤づくり事業を実施し、3年間で6団体の中間支援組織に対し、助成を行いました。

府が助成した中間支援組織

団体名
NPO法人 edge
NPO法人 大阪NPOセンター
NPO法人 おおさか元気ネットワーク
社会福祉法人 大阪府総合福祉協会
日本型CAN研究会
NPO法人 ひらかた市民活動支援センター

中間支援組織の取組み内容

- 1 ソーシャル・マーケティング
社会起業家に対して、把握したニーズの分析とその解決手法に関する助言等を行う
- 2 社会起業家カフェ
社会起業家間の情報交換や社会起業家の支え手と担い手のマッチングの機会を提供するため、「社会起業家カフェ」を運営する
- 3 社会起業家見本市
社会起業家の活動を広く府民や企業等にPRし、理解・協力・支援者の輪を広げるため、「社会起業家見本市」を開催する

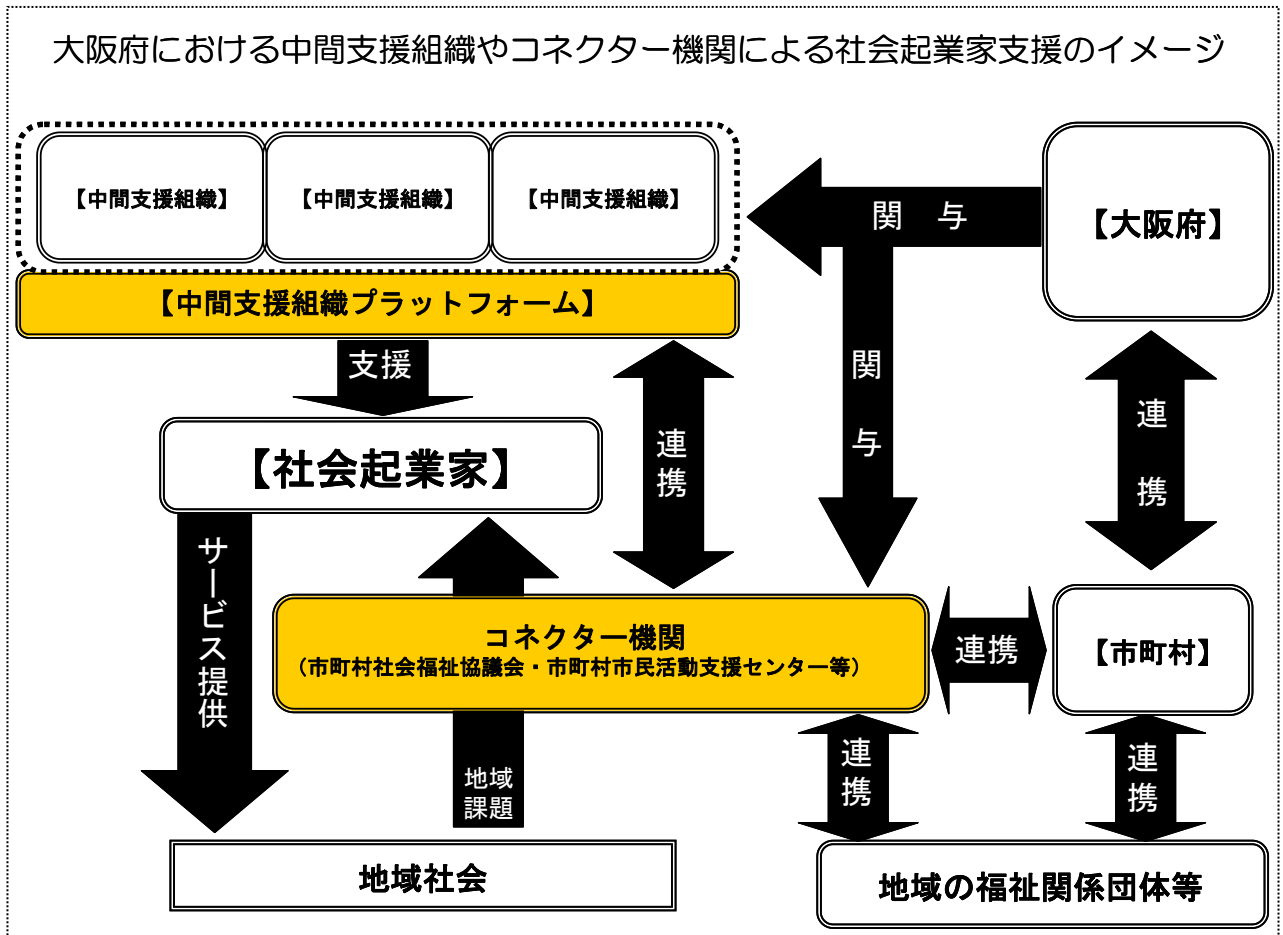
- 平成17年度からは、立ち上げ段階の社会起業家に対し、事業の実現可能性を検証するための資金助成を行う社会起業家ファンド事業を実施し、平成20年度までに34団体の社会起業家に対し、助成を行いました。

【課題】

- NPOや社会起業家が、市町村地域福祉計画に位置づけられ、新しい地域福祉の担い手として市町村等との連携が図られるよう、その活動を市町村や関係団体、府民に対して一層広報する必要があります。
- 社会起業家が事業を行う上で必要な法的課題や経理事務等の専門的な相談に対応できる専門家との連携方策についての検討が必要です。
- 社会起業家の事業と地域の福祉課題について、調整やつなぎを行う必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 社会起業家の活動をPRするフォーラムの開催やホームページ等の活用により、市町村や関係団体、府民に対して社会起業家の活動の一層の広報に努めます。
- 社会起業家に対する専門相談等、継続的な支援を行えるよう、中間支援組織のプラットフォーム機能（情報交換や連携の場）を有するネットワークの構築に努めます。
- 社会起業家の事業と地域の福祉課題との調整やつなぎを行うには、社会起業家と地域とをつなぐコネクタの役割を果たす機関が必要です。コネクタ機関には、地域の実情や福祉課題、さらには住民活動の状況等を把握している市町村社会福祉協議会や市町村市民活動支援センター、隣保館等がその役割を担うことが期待されます。このため、市町村社会福祉協議会等がコネクタ機関としての機能を持つことができるよう、必要な取組みを進めます。



具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
支援した社会起業家数	34	60（累計）	80（累計）
コネクター機関としての機能を持つ市町村社協等の数	—	ボランティアNPO活動支援施設を有する 40市町村中12機関	ボランティアNPO活動支援施設を有する 全市町村

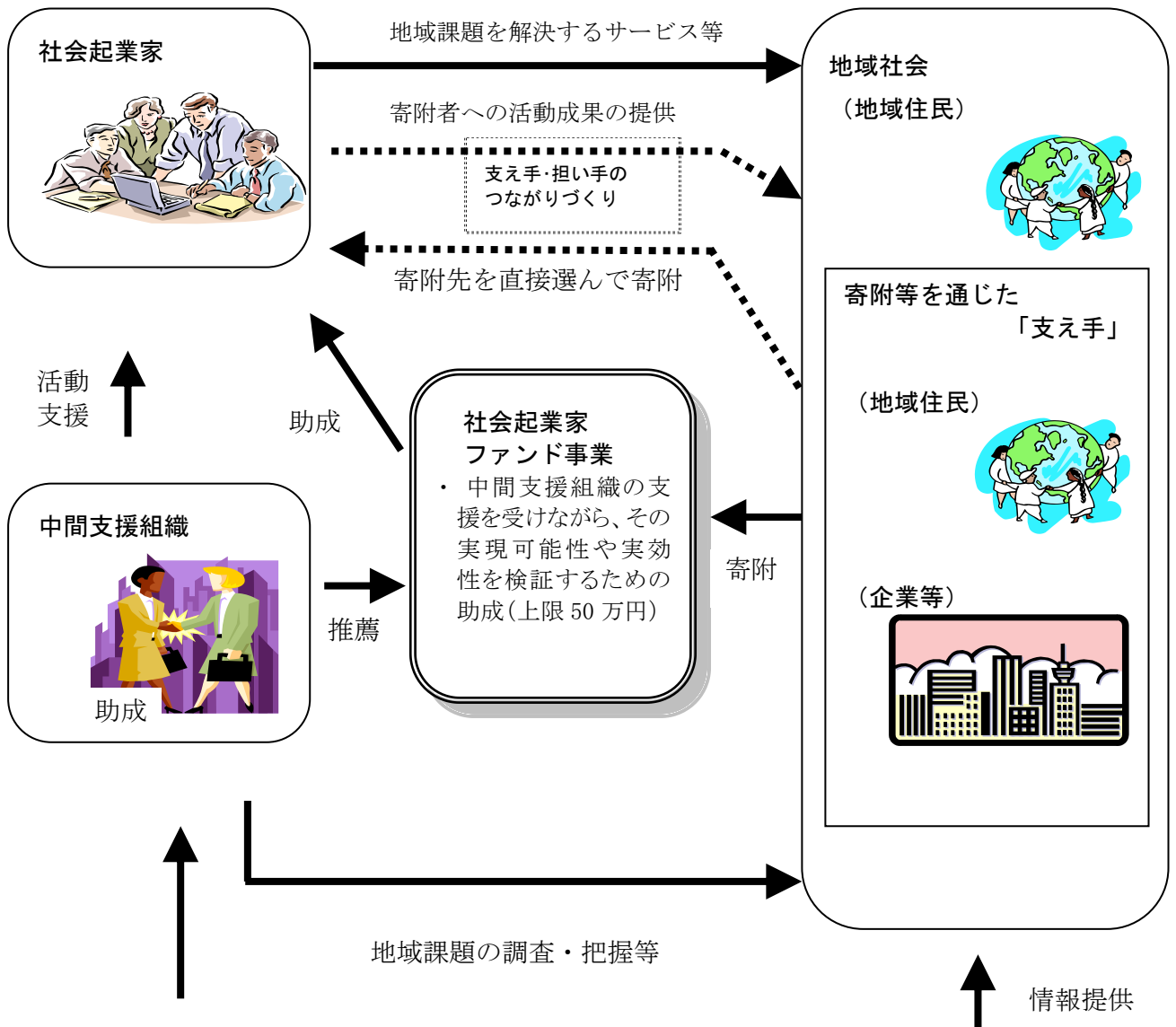
【資料編】

○第1期大阪府地域福祉支援計画に基づく主要事業

3 社会起業家の育成・支援のための取組み

- (1) 平成15～16年度 「社会起業家育成支援プロジェクト」
地域でのさまざまな福祉課題を解決する社会起業家の活動を支援する体制を整備するため、平成15～16年度にモデル事業として以下の事業を実施。
 - ① 社会起業家育成支援モデル事業
福祉分野のコミュニティ・ビジネス（CB）に対してサポート（コンサルテーション、マーケティング、PR支援、助成金へのつなぎ等）を行う中間支援組織を公募。優秀な提案を行った団体に補助を行う。
（600万円を助成。）
4つの視点（①コンサルテーション、②サポート人材づくり、③ネットワークづくり、④ファンドレイジング）にたったモデルの構築を目指す。
→ NPO 法人寝屋川あいの会を実施団体として選定
 - ② 社会起業家ナレッジバンク事業
中間支援組織がコンサルテーション等の事業を円滑に行うことができるよう、ビジネススキル（経験）を有する人材を登録し、活動団体にあっせんするとともに、成功した事業を手がけている団体を登録し、そのフランチャイズ化や団体間のコラボレートを支援するナレッジバンクを設置。運営方法を提案公募し、上記のモデル中間支援組織に併せて委託。
（委託料：400万円）
 - ③ 社会起業家ファンド
既存の基金やエコマネー、寄附等をモデル中間支援組織が集約し、質が高いと認められる活動団体に対して、資金提供の橋渡しを行う仕組みを構築。（1団体100万円を上限に助成。）
- (2) 平成17～19年度 「社会起業家育成支援基盤づくり事業」
（財団法人大阪府地域福祉推進財団に委託）
 - ① 中間支援の基盤づくり事業
先輩的・当事者的な立場から社会起業家を支援（コンサルテーション活動、ソーシャル・マーケティング支援、社会起業家カフェ、社会起業家見本市などの企画・運営）する中間支援組織を公募。
各年度5団体を選定し、1団体300万円を上限に支援。
 - ② 大阪府福祉基金社会起業家ファンド助成事業
中間支援組織から推薦された「スタート段階」の社会起業家の事業に対し、大阪府福祉基金を活用し資金面で支援。
1団体50万円（平成17年度のみ100万円）を上限に支援。
（平成20年度も継続）
 - ③ 「支え手」と「担い手」のつながりづくり事業
 - ア 社会起業家が自らの活動に関する情報を登録。
 - イ 登録された情報をもとに、地域住民が「自分が支えたい社会起業家」を自ら選んで寄附を実施。
 - ウ 寄附を受けた社会起業家は、地域課題を解決するサービス等を展開するとともに、寄附者に対しても活動の成果を提供。という「支え手」と「担い手」のつながりづくりの仕組みを構築・運用する。

社会起業家育成支援基盤づくり事業のイメージ図



中間支援の基盤づくり事業

社会起業家の活動支援や地域課題の調査・把握等を行う中間支援組織を提案公募。5団体を選定し、300万円を上限に支援。

「支え手」と「担い手」のつながりづくり事業

ア 社会起業家が自らの活動に関する情報を登録。
 イ 登録された情報をもとに、地域住民が「自分が支えたい社会起業家」を自ら選んで寄附を実施。
 ウ 寄附を受けた社会起業家は、地域課題を解決するサービス等を展開するとともに、寄附者に対しても活動の成果を提供。
 という「支え手」と「担い手」のつながりづくりの仕組みを構築・運用する。

社会起業家ファンド助成対象団体（平成17～20年度）

【平成17年度】（助成を行った9団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
（特活）み・らいず	知的障がいをもつ人のアートを服や雑貨等のデザインに使うことで、知的障がいをもつ人が収入を得ることができるよう、ファッション関係企業との提携により、商品を製作、販売するための企画・営業を学生とともに行う。また、これを通じてさまざまな違いを認め合う社会をめざす。
（特活）まんぼう	知的障がい者と健常者との相互理解をめざし、ミュージカル・バラエティ「楽笑・まんぼうショー」の公演活動を展開する。また、創造的な自主製品の販売で、障がい者の給料の向上を目指す。

【平成18年度】（助成を行った6団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
チームてこ （現花しょうぶ）	気軽に立ち寄れる地域の世代間交流スペースを設けるとともに、多様な世代が交流することができるイベントを企画することにより、地域コミュニティの活性化に取り組む。 平成19年10月にオープンした地域交流スペース（花しょうぶ）では、多世代にわたる地域交流の場として機能し始めている。
（特活）ふれあいネット ひらかた	商店街の空き店舗を利用して、地域の子育て応援ひろばを運営し、子育て中の親子を対象に食育料理教室や親子クッキング、ヨガなどの子連れカルチャー教室を開催する。また、商店街の買い物客等を対象とした一時保育を実施する。

【平成19年度】（助成を行った13団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
（特活）羽曳が丘E&L	集会所・ピオトープ・幼稚園・小学校・道の駅を拠点にしてアート事業を開催し、子どもから高齢者までの幅広い世代のまちづくり参加を促進する。ピオトープフェスタは2回/年開催し、約1200人/回の参加者になっている。参加者増加が魅力あるまちづくりの成果と思っている。
（特活）住まいみまもりたい	高齢者とニートとの交流を図り、ともに物づくりに取り組み、その商品をネットショップやフリーマーケットで販売すること等により、ニートの社会参画を支援する。

【平成20年度】（助成を行った6団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
（特活）ライフサポート路木	ホームレス等の就労支援の場を作り出すとともに、環境問題やホームレス等の社会問題を広く訴えるツールとして活用するため、忘れ物・使用済みの傘等廃棄処分となるものを再利用してエコバックを製作し、デパートやイベントで販売する。
ハコプロ (haco-project)	福祉施設で作られた授産製品をオリジナルの箱に詰め合わせ、全国の雑貨店、ギャラリー等で販売してもらうプロジェクトに取り組むことで、授産製品の販売の機会を増やすとともに、障がい者に対する社会の理解を高める。

応募申請様式

※応募申請様式については、次のホームページアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.jp/chiiikifukushi/kigyouka/syakaikigyoukafand.html>